

令和6年2月16日
国土交通省海事局

特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示（仮称）案
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年11月10日から令和5年12月10日まで、特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示（仮称）案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、9件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和5年11月10日（金）から令和5年12月10日（日）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 9件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課

（直通）03-5253-8652

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

ご意見の概要	考え方
特定教育訓練の対象となる船舶にプレジャーボートは含まれるのか。	プレジャーボートなど旅客の輸送に供しない小型船舶は特定教育訓練の対象外です。
改正法の施行時点（令和6年4月1日）で現に船長や乗組員等として乗り組んでいる者に対しても訓練を行う必要があるのか。	改正法の施行時点（本年4月1日）で現に船長等の乗組員である者については、特定教育訓練を実施する必要はありません。ただし、上級職（船長等）への異動、運航する航路若しくは船舶の変更又は3年以上の離職期間が生じた等の場合は訓練を実施する必要が生じますので、ご注意ください。
船を貸与して別の事業者が運航事業を行う場合の実施義務は「船舶所有者」に課されるのか、「船舶借入人」に課されるのか。	特定教育訓練の実施義務は船員法第5条等の規定により、①船舶所有者が船員を使用する場合は「船舶所有者」、②船舶共有の場合は「船舶管理人」、③船舶貸借の場合は「船舶借入人」、④①～③以外の者が船員を使用（雇用）する場合は船員を使用（雇用）する者に義務が課されることとなります。 このため、ご指摘の場合は、実質的に運航を担う「船舶借入人」が訓練の実施主体となります。
「座学相当」と「実船実水訓練」の2部構成となっているが、実際に訓練を実施する者（指導者）に求められる資格要件はあるのか。	指導者に求められる一律固有の資格等はありませんが、指導者は訓練成果があがるようにすることを担い、効果測定の可否を判断することとなりますので、船長等としての適性（操船技術や安全に安心して旅客を任せられるか否か等）を適切に判断できる運航船舶の特徴や水域特有の気象・水象を熟知した者を指導者として選任していただく必要があります。
グループ1やグループ2において「座学相当」	ご指摘のような場合であって、回避不可能な

<p>の訓練を行う前に甲板員等での乗船経験を求めているところ、特に当該海域に事業者がいない海域で新たに事業を始めることが事実上困難となるのではないかと。新規参入が可能な方式としてもらいたい。</p>	<p>やむを得ない事情による場合に関しては、特例措置を設け、新規参入が不可能とならないよう運用する予定です。特例措置の具体的な内容は、特定教育訓練のガイドライン等を作成・公表する際に提示しますが、実船実水訓練の回数増等で代替することを予定していません。</p>
<p>特定教育訓練は、航行区域、航行時間、水温によりグループ分けされ、例えば、沿海区域以遠で航行時間が2時間を超え、海域の水温が10度未満のグループは、120回以上の乗船経験と60回の実船実水訓練を必要としているが、120回の経験、60回の訓練が必要であるという根拠が示されていない。また、水温が低い海域では、季節運航の事業者も多く存在し、これらの回数の実施は困難であると思われる。この季節運航の事業者については、但し書き等で、運輸局長が認めた場合はこの限りでないといった弾力的な対応をお願いしたい。</p>	<p>甲板員等での乗船経験については、グループ1の場合、運航する航路の海域において、複数年以上、営業運航予定時季・期間と同一の時季及び期間を通じて乗り組む形で、運航の頻度と態様に応じた相当の回数の小型旅客船に乗り組んだ経験を求めるものであり、ご指摘の回数を季節運航の場合において、その運航期間の長短によらず一律に求めるものではありません。また、実船実水訓練に関して例示した回数は、小型旅客船を用いて運航事業を行っている事業者が乗組員を社内で教育する際、実際に実施されている回数を参考に設定したものです。</p>
<p>実船実水訓練を「定員外・営業外」で行うこととされているが、小規模事業者や季節運航を行っている者は不可能ではないかと。新規雇用もできなくなってしまう。</p>	<p>実船実水訓練は、小型旅客船を用いて運航事業を行っている事業者が実際に実施している訓練について実地ヒアリング等により確認しつつ制度・運用を考えたものです。同ヒアリングよれば、営業中に「定員外」等で実施されている事業者も複数ありましたので、一部の操船や離着舷に係る訓練内容を除き、営業中の訓練についても、定員外での乗り組みを前提に実施可能と整理しました。</p> <p>旅客の安全の確保を第一とした訓練の実施にご理解をお願いします。</p>
<p>実船実水訓練の回数について、平水区域の場合、「1月あたり15回(日)」とされているが、求められる船長就任前の甲板員等としての乗船経験は、回数が優先するのか、日数が優先するのか。一日1便乗船×15日の場合は計15便(回)の乗船と理解してよいか?1日あたり複数便乗船しても15日間の乗船が必要となる</p>	<p>ご言及の回数(「15回(日)」)については、1日1回乗船訓練を実施する場合を想定して記載したものであり、この実施要件の主旨は「回数」、即ち、15回訓練を実施することを求めるものです。1日あたり複数便乗船して行う場合は15日よりも短期間で「15回(日)」を満たすことは可能です。</p>

<p>のか？</p>	
<p>座学においては離島の場合、九州本土でする必要がある場合において、会社が休みを取らせる必要があったり、宿泊する必要があったりと船員のやりくりや経済面で非常に不利であり、座学において教育してもらう必要がある場合は、ぜひ離島でも夜間(遅くなるのであれば数回に分けて)に行っていたきたい。</p> <p>または、社内で空き時間に少しずつ行い、トータルの時間で終了できるような教本等があれば上記を省略することも可能で、運航に支障をきたすこともないと考えます。</p>	<p>特定教育訓練は、船舶所有者(事業者)が自ら、乗組員に対して社内等で行っていただく訓練です。「夜間」の時間をある程度活用いただくことも可能です。</p> <p>運航の空き時間等を活用して座学相当訓練を実施いただくことも可能で、また、ご言及の「教本」の雛形も作成、公表予定です。</p>
<p>海技免状を有し、大型船における経験を有する乗組員を小型船の乗組員として従事させる場合であっても大型船の経験を有しない者と同様の訓練を実施する必要があるのか。大型船の乗組員としての経験を生かした制度を設けてもいいのではないか。</p>	<p>特定教育訓練は、実際の営業航路で、小型旅客船による訓練により、船舶ごとの構造や性能の違いに応じた航路等の特性・注意点について実践的に知識技能を身に付けていただくものです。</p> <p>船舶が小型船舶である場合にその航路を航行する際の風・波の影響、暗礁・漁具に対する注意、操船性能等について具体的に理解し、操船の技能等を習得いただくことを目的としているため、お尋ねの場合に関連しては、構造・性能等の面で真に小型船舶とほぼ同等視できる船舶での乗組員経験の場合に限って、勘案し得ると考えます。</p>
<p>特定教育訓練の記録について統一的な様式を示してもらいたい。また、事業者が独自でこれまで作成してきた様式で代替しても問題ないのか。</p>	<p>訓練の実施記録の様式については、当省においてひな形を示します。そのひな形どおりの様式を一律強制することはせず、以下の事項が記載されていれば様式は問いません。</p> <p>このため、現に活用されている様式について、記載事項に漏れがないか確認いただき、必要事項が網羅されていれば、当該書式を活用可能です。</p> <p>【記録簿への記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練対象者の氏名 ・ 訓練対象者の職務、乗り組む航路及び船舶 ・ 運航航路の海域特性に関する経験及び知識の確認結果(グループ1及び2の船長候補のみ)

	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者名 ・各訓練の実施年月日 ・各訓練の実施状況 ・効果測定の実施状況・結果 ・船舶所有者の最終確認日
「確認テスト」や「効果測定」の具体的な内容や例示、合格基準等を示してもらいたい。	特定教育訓練のガイドライン等を作成・公表します。当該ガイドライン等で確認テストや効果測定の具体的な内容や可否に関する基準・目安を示します。
当該告示が12月下旬に公布され、来年4月1日からの施行となると、対象事業者にとって船員の雇用や配乗計画等の準備期間が3ヶ月とあまりにも短い。実効性を確保するための十分な周知期間が必要であると考えられる為、令和7年4月からの施行として頂きたい。	改正法の施行時期は、既に、先んじて決まっております。公示・公表されておりました。施行時点（本年4月1日）以降新たに乗組員となる者には特定教育訓練の実施が必要となりますが、グループ1やグループ2において求められる甲板員等としての乗り組み経験については施行前の乗組経験も認められるほか、改正法の施行時点において現に船長等の乗組員の職にある者については、上位職への配置換えがなければ訓練実施は不要ですので、これらの点も考慮の上、ご対応いただきたく存じます。
「特定教育訓練」と「初任教育訓練」は同旨のものであり、別の訓練ではないと理解して良いか。	ご認識のとおり、「特定教育訓練」と「初任教育訓練」は同旨のもので、別の訓練ではございません。